

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、鳥海山と日本海に囲まれた自然豊かな雄大な景観を有し、肥沃な庄内平野で鳥海山の恵みである豊富な湧水を活かして作られる「遊佐米」、「砂丘メロン」などの農産物や「岩がき」、「鮭」などの水産物等の生産を主とする第一次産業を中心としてきた町である。

本町の人口は、昭和25年の25,726人をピークに減少に転じ、平成2年には2万人を割り込み、現在では1万3千人台となっており、減少数、減少率共に拡大傾向のまま推移している。また、人口構造としては、年少人口、生産人口年齢は一貫して減少する一方、高齢人口は一貫して増加しており、現在、高齢化率は39%を超えている。

産業構造としては、この25年間で、町の基幹産業である農業は兼業農家が増え、第一次産業及び第二次産業就業者の割合が大きく減少してきている一方、第三次産業就業割合が過半数を占めるまで増加、大きな転換が起きた。業種では、これまでは、農業や水産業の他、卸売・小売業、建設業の割合が高かったが、昭和50年代から平成の初期にかけて、県、町が工業団地を整備したことを背景に、製造業、鉄鋼業を中心とした企業の進出があり、近年では食品加工業も増加している。

現在、本町の中小企業、小規模企業では、人手不足、後継者不足等の課題が深刻であり、廃業を余儀なくされている事業所も増えている。人口の減少と併せて、町の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、町独自の取組みとして、企業振興や雇用拡大に繋がるような設備投資支援事業、技術者養成事業等様々な支援、補助事業等を講じてきたが、引き続き、中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、円滑な事業承継を支援していくことは、重要かつ喫緊の課題である。

#### (2) 目標

本町では、上記の課題をふまえ、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本町の産業は、基幹産業である農業、水産業、製造業、建設業、卸売・小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えている。

このため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があり、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本町の産業は、製造業、鉄鋼業等を主とした工業団地については、町南西部に集中しているものの、全業種について中心市街地、農村部や山間部まで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、遊佐町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本町の産業は、基幹産業である農業のほか、水産業、製造業、建設業、卸売・小売業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えている。このため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等を見据えた連携等、多様であることから、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月15日から令和7年6月14日までの2年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の確保、安定に努めるため、人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展のため、公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・町税、水道料金及び下水道使用料を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。